令和３年１１月１０日

第１７回水俣市農業委員会

第１７回水俣市農業委員会

１　開催場所　　水俣市役所仮庁舎２階「第二会議室」

２　開催日時　　令和３年１１月１０日
　　開会　　９時３０分
　　閉会　　９時５８分

３　出席委員

農業委員	１４名	１番	坂本　隆司　君	８番	中村　清治　君
		２番	松田　時義　君	９番	廣島　康雄　君
		３番	森口　信二　君	１０番	松本　公昭　君
		４番	山澤　親徳　君	１１番	渕上　正嗣　君
		５番	田畑　和雄　君	１２番	前田　　仁　君
		６番	金田一充章　君	１３番	戸次　治夫　君
		７番	稲田　祐市　君	１４番	元村　善二　君
推進委員	１２名	１５番	平松　明子　君	２２番	坂口　新一　君
		１６番	蒔元　政廣　君	２３番	山口　初憲　君
		１７番	竹下　正治　君	２６番	森下　義孝　君
		１８番	竹本　孝幸　君	２７番	下鶴　信雄　君
		１９番	山内　秋光　君	２８番	古里　君廣　君
		２０番	溝口　幸一　君		
		２１番	安田　昌一　君		

４　欠席委員

農業委員	０名						
推進委員	２名	２４番	池田　郁雄　君	２５番	原田　隆義　君

５　議事日程

第１　　議事録署名委員の選出

第２　　報告事項（１）合意解約通知について

　　報告事項（２）許可不要転用について

　　議第６４号　　農地法第３条の許可申請について

　　議第６５号　　農用地利用集積計画の申出について

６　農業委員会事務局

局　　長　　永松　正治

次　　長　　大川　尊

参　　事　　松原　真樹

主　　任　　山内　哲郎

議　長 （坂本隆司君）	只今より、第１７回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、１４名です。 よって、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、８番中村委員、９番廣島委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は１２名で、欠席者は、２４番池田委員、２５番原田委員です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、２番、松田委員にお願いします。
２番委員 （松田時義君）	農業委員会憲章 農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。
議　長	続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。
事務局次長 （大川尊君）	はい、議長。
議　長	はい、事務局次長。
事務局次長	報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項（１）合意解約通知についてでございます。 議案書は、１ページになります。１件ございます。 これは、県農業公社を通じた農地中間管理事業の合意解約でございます。 貸し人、借り人、土地の所在は、記載のとおりです。 ２筆ございますが、面積は２筆で１，４６９㎡です。 地目は、台帳現況とも田でございます。 合意解約日は、令和３年９月３０日で、解約の理由は、受け手が変更となり、有償の賃借権から無償の使用貸借権に切り替えるために合意解約するものでございます。 場所は、２ページをご覧ください。 これは後程、議第６５号農用地利用集積計画の申出についてで、改めて御審議いただく予定としております。 次に、報告事項（２）許可不要転用についてでございます。 議案書は、３ページになります。２件ございます。 併せて御説明いたします。

	番号１、番号２ともに、届出人、理由、施設概要は同じです。 土地の所在、地目は、それぞれ記載のとおりです。 面積は、番号１が６６９㎡の内４㎡で、番号２が２７４㎡の内４㎡でございます。 理由は、いずれも、設置地区及びその周辺地域に対し、良好な携帯電話サービスを提供するためであり、施設概要も、いずれも携帯電話基地局設置でございます。 場所は、番号１が４ページになります。 平面図と立面図は、５ページ、６ページに記載しておりますのでご参照ください。 番号２は、場所が７ページになります。 こちらも平面図、立面図は、８ページ、９ページに記載しておりますのでご参照ください。 報告事項の説明は以上となります。
議　長	ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 議第６４号農地法第３条の許可申請についてを議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。
６番委員 （金田一充章君）	はい。
議　長	はい、６番　金田一委員にお願いします。
６番委員	議第６４号農地法第３条の許可申請１番について御説明いたします。 譲渡人、譲受人及び申請地の土地の所在地は、１１ページの１番に記載のとおりです。 面積は一筆で２，１３８㎡。地目は、台帳現況共に畑です。 所有権移転は売買。利用目的ははぜ。 現地調査を、１１月５日に申請地の譲受人と事務局２名と私の４名で行いました。 １２ページの地図をご覧ください。 譲受人は兼業農家で、耕作面積はすでに１４，６２８㎡ですが、親、祖父と３代で農業を営んでおります。 点々とあるはぜ園を祖父の代から何十年も管理されてきており、譲受人本人も３年前から手伝うようになったということでした。 はぜの他、温州みかんや不知火、野菜も少し栽培しています。 譲渡人とは以前からの知り合いであり、相談を受けて今回の

	売買に至ったということでした。 　譲受人はまだ若く、今後の活躍に期待したいところです。 　３条２項に抵触する事案は見受けられませんので、許可要件は満たしているものと思われます。御審議よろしくお願いします。
１０番委員 （松本公昭君）	はい。議長。
議　長	はい、１０番、松本委員お願いします。
１０番委員	議第６４号農地法第３条の許可申請について２番を説明いたします。 　譲渡人、譲受人、土地の所在、地目等は記載のとおりです。 　下限面積につきましては、申請地の面積と自作地の合計面積で４０ａは超えています。譲受人は専業農家であります。 　場所は１３ページをご覧ください。 　現地調査を１１月５日に事務局２人、行政書士、譲受人と私で行いました 　譲渡人は、現在は県外に住んでおられまして、管理もできない状況です。現地は長年、譲受人が管理をされており、山の境の所の桜も見えなくなってきたので、この土地を買って邪魔になる杉を伐採して、桜をよく見えるようにしたいとのことでした。 　利用目的としましては、果樹を植えられるそうです。それで今回、買うということで話がまとまりました。 　従いまして、農地法３条第２項の各号には該当しないため、許可要件は満たしていると思われますので、御審議の程宜しくお願い致します。
議　長	担当地区の推進委員から、補足説明があればお願いします。
	（なしと言うものあり）
議　長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	（なしと言うものあり）
議　長	御質疑、御意見もないようですので、議第６４号農地法第３条の許可申請については、許可してよろしいですか。
	（異議なしと言うものあり）

議　長	御異議もないようですので、議第６４号農地法第３条の許可申請については、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。 次に移ります。 議第６５号農用地利用集積計画の申出についてを議題といたします。 １番は私の担当ですので、私から説明いたします。
１番委員 （坂本隆司君）	議第６５号農用地利用集積計画の申出の１番について説明いたします。 貸人、借人、土地の所在は記載のとおりでございます。 地目は台帳現況ともに畑です。 面積は７９０㎡。始期終期は、令和３年１２月１日から令和５年１１月３０日までの２年。 利用目的は野菜。借賃は記載のとおり。 利用権の種類は賃借権でございます。 申請地は１７ページをご覧ください。 印をつけてあるところが借人の自宅で、その隣です。自宅の周りの放棄地を今回借りるようになりました。 貸人も手紙でやり取りをして、契約を結ばれております。 借人の方は、今年の６月から新規就農でございます。 今、そら豆を２反植えて、そら豆が一番最初の取り掛かりでございます。それともう１反。水俣で一番大きいそら豆農家になったわけです。自分で全部手続きもやって、頑張っておられます。 農業委員会基盤強化推進法第１８条第３の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程をよろしくお願い致します。
１０番委員	はい。議長。
議　長	はい、１０番、松本委員お願いします。
１０番委員	議第６５号農用地利用集積計画の申出について２番を説明いたします。 貸人、借人、土地の所在は議案書記載のとおりです。 地目は台帳現況とも田となっておりますが、現況は耕作放棄でススキ野畑になっております。 面積が４，０４０㎡。始期終期は記載のとおりです。 場所は、１８ページになります。 借人は、家族でお茶の栽培をされております。鹿児島の方にも茶園を経営されていて、利用目的としましては、お茶の苗を育てたいということでした。 現地は、以前は所有者が稲を栽培されていましたが、最近、玉葱中心に経営を切り替えてからは、耕作放棄の状態になって

	おりました。現地を見てみましたが、一面のススキ野原になっていました。下限面積も４０ａ以上ありますので、何ら問題はないと思われます。 　以上ですが、農業経営基盤強化促進法第１８条第３の各要件を満たしていると思われますので、よろしく御審議の程お願いします。
４番委員 （山澤親徳君）	はい、議長。
議　長	はい、４番、山澤委員にお願いします。
４番委員	議第６５号農用地利用集積計画の申出について新規３について説明いたします。 　議案書１５ページをご覧ください。 　貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおり。地目は台帳現況とも田で、面積は記載のとおりです。 　二筆で１，４６９㎡となっております。 　始期終期につきましては、令和４年１月１日から令和８年１２月３１日までの、期間は４年となっており、使用目的は水稲です。 　借賃は無償。利用権の種類は、使用貸借権となっております。 　申請地は、議案書の１９ページをご覧ください。棚田でございます。この周辺は棚田のため、耕作するのも大変苦労されておられます。 　貸人の状況につきましては、市内に住んでおられるということです。 　以前、借りていた方が合意解約されましたので、今回は新たに、借り人が中間管理機構を通して転貸で借りることになりました。 　借人は、集落内でも若い方でもあり、土地の管理も良くされているし、経営拡大を図りたいということでした。 　農業経営基盤強化促進法第１８条第３の各要件を満たしていると思われますので、御審議の程よろしくお願い致します。
１４番委員 （元村善二君）	はい、議長。
議　長	１４番、元村委員にお願いします。
１４番委員	利用権再設定について説明申し上げます。 　１６ページ。番号１。貸人、借人、土地の所在は議案書記載のとおりです。 　地目は、台帳現況とも畑です。

	二筆合計面積が、５，６２４㎡。 始期終期が、令和３年１２月１日から令和４年１１月３０日までの１年です。 借人は毎年こういう形で、１年ずつの契約となっております。 利用目的は玉葱です。 借賃は記載のとおり。利用権の種類は賃借権です。 借人は、玉葱、ハウスデコポンをされております。専業農家です。 場所は、２０ページをご覧ください。 借人は後継者であり、毎年やっておられますので、何ら問題はないと思われます。借人は、５０代ということで、まだまだ元気でばんばんやっておりますので心配ないと思います。 農業経営基盤強化促進法第１８条第３の各要件を満たしておりますので、御審議の程よろしくお願い致します。
議　長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	（なしと言うものあり）
議　長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	（なしと言うものあり）
議　長	御質疑、御意見もないようですので、議第６５号農用地利用集積計画の申出については、承認してよろしいですか。
	（異議なしと言うものあり）
議　長	御異議もないようですので、議第６５号農用地利用集積計画の申出については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。 全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第１７回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第７条第２項の規定によりここに署名する。

議　長

署　名　委　員

署　名　委　員